

社会福祉法人恵優会  
介護職員処遇改善支援補助金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵優会（以下「法人」という。）賃金規定に規定する給与とは別に、厚生労働省が令和4年2月～9月まで、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置に基づき、法人の介護職員に対し支給する介護職員処遇改善支援補助金（以下「介護職員処遇改善支援補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の正規職員・パートタイマー・嘱託職員を問わず、厚生労働省の定める介護職員に介護職員処遇改善支援補助金を支給する。

(支給額)

第3条 介護職員処遇改善支援補助金の支給額は、賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上を加算見込額の範囲内において正規職員・パートタイマー・嘱託職員に法人が定める額を法人一括により「毎月支払われる手当」として支給する。

イ. 補助額の算定

**総報酬（{基本報酬+加算減算} × 1単位の単価） × 交付率（別表より） = 補助額**

※ 算定式の「加算減算」には、処遇改善加算及び特定処遇改善加算が含まれる。

上記の仕組みで補助金を算定・支給するため、職員配置状況等により、一律で月額9,000円の引き上げを行うものではない。

(支給日)

第4条 介護職員処遇改善支援補助金は、毎月20日に支給する。ただし、当日が金融機関の休日に当たる時は、前営業日に支給する。尚、補助金の残額は賞与として支給する。

(在籍の限定)

第5条 介護職員処遇改善支援補助金は、支給日現在に在籍していない者については支給しない。

(キャリアパス)

第6条 職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

(昇給)

第7条 昇給は別表の通り定める。

(その他)

第8条 この規程は、介護職員処遇改善支援補助金制度が終了すると同時に廃止するものとする。

この規程は、令和4年4月1日から施行する